12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　五年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権　三年

第二十七条第七項中「前項」を「第六項」に、「株式会社」を「会社」に、「第三十四条第一号又は第二号」を「担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号」に、「、同条第一号又は第二号」を「、担保権の実行による株式等の取得又は同号」に、「より同条第一号又は第二号」を「より担保権の実行による株式等の取得又は同号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第八十七条の三第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の三第一項第六号の二」と読み替えるものとする。

第二十七条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社

八　合理的な経営改善のための計画（法第百二十一条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8　法第八十七条の三第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

第二十八条中「第十七条の十四第三項」を「第十七条の十四第三項本文」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

七　連合会の子会社である法第八十七条の三第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式等の取得

八　共済水産業協同組合連合会の子会社である法第百条の三第一項第五号に掲げる会社による株式等の取得

第二十八条に次の一項を加える。

2　法第八十七条の三第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百条の三第五項において準用する法第十七条の十四第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

第三十一条中「第二十八条各号」を「連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三十四条第一項第九号中「又は」を「にあっては新規事業分野開拓会社等の議決権について第二十七条第十一項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとするとき」に、「、新規事業分野開拓会社等の議決権の」を「規則第八十七条第三項に規定する新規事業分野開拓会社の議決権について同項に規定する」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改め、同項第二号中「法第十七条の十五第一項」の下に「（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第九号において同じ。）」を加え、同項第三号中「基準議決権数」の下に「（組合にあっては法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数、連合会にあっては法第八十七条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び次条において同じ。）」を加える。